

平成30年第4回東大和市議会建設環境委員会記録

平成30年9月18日（火曜日）

出席委員（6名）

委員長	根岸聡彦君	副委員長	荒幡伸一君
委員	尾崎利一君	委員	二宮由子君
委員	関田正民君	委員	中野志乃夫君

欠席委員（なし）

委員外議員（3名）

議長	押本修君	18番	中間建二君
20番	木戸岡秀彦君		

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主任	高石健太君		

出席説明員（7名）

副市長	小島昇公君	環境部長	松本幹男君
都市建設部長	直井亨君	社会教育部長	小俣学君
ごみ対策課長	中山仁君	都市計画課長	神山尚君
土木課長	寺島由紀夫君		

会議に付した案件

- (1) 第66号議案 市道路線の変更について
- (2) 第67号議案 市道路線の一部廃止について
- (3) 第68号議案 市道路線の一部廃止について
- (4) 第69号議案 市道路線の廃止について
- (5) 第70号議案 市道路線の廃止について
- (6) 第71号議案 市道路線の廃止について
- (7) 30第15号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設について、東大和市議会建設環境委員会に所管事務調査を求める陳情

(8) 30第17号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設に関する陳情

午前 9時28分 開議

○委員長（根岸聡彦君） ただいまから平成30年第4回東大和市議会建設環境委員会を開会いたします。

○委員長（根岸聡彦君） 第66号議案 市道路線の変更について、第67号議案 市道路線の一部廃止について、第68号議案 市道路線の一部廃止について、第69号議案 市道路線の廃止について、第70号議案 市道路線の廃止について、第71号議案 市道路線の廃止について、以上6議案を一括議題に供します。

お諮りいたします。

以上6議案の審査に先立ち、これより現地視察を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（根岸聡彦君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

それでは、これより現地視察を行います。

〔現地視察〕

午前 9時29分 休憩

午前10時28分 開議

○委員長（根岸聡彦君） 現地視察により路線の状況を確認いたしましたので、これより審査を行います。

6議案につきましては、既に本会議において提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

○委員（中野志乃夫君） 今回のこの廃道によって、そのことによって東京都と廃道敷といいますが、等価交換してということで、以前のときには都立南公園内にある戦災変電所の借り上げ料に関しては無料になったと。今回のこの廃道することによって市民プールの年間の借り上げ料もなくなるという説明があったと思うんですけども、現地で、ちょっとそういうことがされましたけども、これ正確にはあそこの土地、南公園にある土地が東大和市の土地として認識しているのか、その辺はどういうことになっているのか、ちょっと教えていただきたいんですけども。

○副市長（小島昇公君） あちらは東京都からお借りしている土地ということで、それを減免をしていただけるということでございます。借り上げ料が減免で、ただになるということでございます。

○委員（中野志乃夫君） 減免をしていただけるということで、無料になるけども、土地そのものは、この廃道敷の等価交換という形で市のものになるということではないんですか——わかりました。

○委員長（根岸聡彦君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（根岸聡彦君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（根岸聡彦君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（根岸聡彦君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討議を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（根岸聡彦君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（根岸聡彦君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第66号議案 市道路線の変更について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（根岸聡彦君） 御異議ないものと認め、よって本案を原案どおり可決と決します。

採決いたします。

第67号議案 市道路線の一部廃止について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（根岸聡彦君） 御異議ないものと認め、よって本案を原案どおり可決と決します。

採決いたします。

第68号議案 市道路線の一部廃止について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（根岸聡彦君） 御異議ないものと認め、よって本案を原案どおり可決と決します。

採決いたします。

第69号議案 市道路線の廃止について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（根岸聡彦君） 御異議ないものと認め、よって本案を原案どおり可決と決します。

採決いたします。

第70号議案 市道路線の廃止について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（根岸聡彦君） 御異議ないものと認め、よって本案を原案どおり可決と決します。

採決いたします。

第71号議案 市道路線の廃止について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（根岸聡彦君） 御異議ないものと認め、よって本案を原案どおり可決と決します。

ここで、説明員退席のため暫時休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時37分 開議

○委員長（根岸聡彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（根岸聡彦君） 次に、30第15号陳情につきましては、前委員会において継続審査となっております。

また、今定例会において当委員会に30第17号陳情が付託されましたが、陳情趣旨が30第15号陳情と同様のもの

でありますことから、一括して審査を行います。

それでは、30第15号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設について、東大和市議会建設環境委員会に所管事務調査を求める陳情、30第17号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設に関する陳情、以上2件を一括議題に供します。

今定例会において、当委員会に付託されました30第17号陳情について、朗読をお願いいたします。

○議会事務局次長（並木俊則君） 30第17号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設に関する陳情

○委員長（根岸聡彦君） 朗読が終わりました。

30第15号陳情につきましては、前回の委員会の自由討議で継続審査となっておりますので、本日は前回に引き続き、自由討議から行うこととなります。

また、今回新たに付託された30第17号陳情につきましても、30第15号陳情と一括で審査をすることといたしましたので、あわせて自由討議から審査を行います。

それでは、30第15号陳情及び30第17号陳情について、自由討議を行います。

○委員（荒幡伸一君） 前回の委員会での30第15号陳情審査において要求をいたしました小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設の建設についての平成15年度以降の経過が時系列でわかる資料が市長部局から提供され、確認をいたしましたところ、資料の内容について市長部局に対し、ぜひ質疑を行いたいと思いますので、質疑を復活させる動議を提出いたします。

○委員長（根岸聡彦君） ただいま荒幡伸一委員から、前回の委員会で要求した資料の内容について、市長部局に対し質疑を行うため質疑を復活させる動議が提出されました。

お諮りいたします。

本動議のとおり、質疑を復活させることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（根岸聡彦君） 御異議ないものと認め、よって質疑を復活させます。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時41分 休憩

午前10時42分 開議

○委員長（根岸聡彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

あらかじめ申し上げます。

質疑につきましては、前回の委員会において省略し、直ちに自由討議を行うことを諮って決定し、自由討議から行ってあります。そのため、これから行う質疑につきましては、先ほどの動議により前回の委員会において要求し提供がありました資料について質疑を行うために質疑を復活させるものであります。そのため、提供された資料の内容についてのみ質疑を行っていただきますようお願いいたします。

また、質疑に当たりましては、資料のページ数及び項目を示した上で発言をされるようお願いいたします。

それでは、質疑を行います。

○委員（荒幡伸一君） まず、資料の提供ありがとうございました。

それでは、何点か質疑をさせていただきます。

まず、1点目ですけれども、1ページの理事者合意についてお伺いをさせていただきます。

東大和市の暫定リサイクル施設用地が資源物処理施設の、この想定地とされたのはいつなのか、またその理由についてはどう考えていらっしゃるのか、お尋ねをさせていただきます。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 東大和市暫定リサイクル施設用地が資源物処理施設の想定地とされた時期及び理由につきましては、配付させていただいているこの資料の、今委員おっしゃったとおり 1 ページにありますように、平成17年8月の理事者会において用地の借用が確認されて、また平成19年の12月の理事者会におきまして用地の活用が、これが確認されたと、そのような状況でございます。

以上でございます。

○委員（荒幡伸一君） ただいま理由についてお答えがなかったもので、理由についてお伺いをさせていただきます。

○環境部長（松本幹男君） 想定地となった理由でございますが、1 ページの資料の事業の目的でございますように、この事業につきましては、焼却施設の更新を図るというものがございます。小平市中島町で全ての施設の更新というのが難しいという状況ですので、分散して整備をするということが理由であります。

以上です。

○委員（荒幡伸一君） 同じく理事者合意についてですけども、この想定地の用地の借用を決めたのが、先ほど御説明いただきました平成17年で、用地の活用を決めたのが19年当時ということになっております。もう既に今と同じような、この大型のマンションや大型商業施設が建設されていた、この環境の中で合意がなされたのかということ——環境の中でこの合意がなされたとのことですけども、実質的な住居地域に変貌した中で、ほかの場所にこの想定地を変更することはできなかったのか、お尋ねをいたします。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 東大和市としましては、平成の1 桁の段階で、この土地にリサイクル文化センターの、その構想がまずございました。その関係からこちらのほうにつきましては、そのような施設として活用していくという形で決定したものでございます。そのため、検討についてはしてはございません。

以上でございます。

○委員（荒幡伸一君） それでは、次に、2 ページから3 ページにわたってになりますけども、今御説明いただきましたけども、この間、東大和市からは、この想定地の見直しについて、この衛生組合にどのように働きかけをしたのか、また、働きかけを行っていないのか、その点についてお伺いをさせていただきます。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 想定地の見直し等につきましては、今委員おっしゃったとおり、3 ページのところにも記載はさせていただいております。平成22年6月の3 市共同資源物処理施設建設の受け入れが不可能であるという庁議決定、この後に衛生組合に対し、理事者会の開催につきましては、口頭で開催の要望のほうはさせていただいてございます。状況につきましては、資料、こちらのほうにも記載がありますとおり、東大和市において小平市及び武蔵村山市と協議すべき内容であるということから、組合での対応については困難だという形の回答をいただいているような状況でございます。

以上でございます。

○委員（荒幡伸一君） 同じく2 ページから3 ページなんですけども、この東大和市においても、平成22年の3 月の市議会での決議以降、想定地の見直しについて働きかけを行ったことは間違いのないことだというふうに思いますが、一方で、それ以前には全くこの議題に上がらなかったのか、何の働きかけも調整もしなかったのか、その点についてお伺いをさせていただきます。

○環境部長（松本幹男君） 平成22年3 月というところのポイントがございまして、それよりも前ということでは

ございますと、事業目的からいたしましても、やはり焼却炉の老朽化というのが喫緊の課題で、平成33年までの耐用年数というのがございましたので、当地については再検討はしていないということでございます。

以上です。

○委員（荒幡伸一君） 衛生組合においては、この平成22年6月の庁議決定後に働きかけたことが、余りに唐突なこととして受けとめられてしまったことも、まことに残念であるというふうに考えております。3市長、また4団体のコミュニケーション不足であったのではないかとというふうに思っております。これは意見でございます。

次に、3ページから4ページにわたって、ちょっと確認をさせていただきますけども、この想定地から整備地に正式に決定したのはいつなのか、また、その理由は何なのかについてお尋ねをさせていただきます。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 想定地から整備地への決定につきましては、代替案の調整のもと、6品目のうち、その他プラスチックとペットボトルの2品目について共同処理を行う処理案を小平市及び武蔵村山市へ資料のとおり提示のほうさせていただいております。その後、資料の10ページにございます周辺地域の住民の説明会及び3市共同資源化事業に関する説明会等を経て、25年の11月29日に3市共同資源化事業に関する確認書のほうを取り交わさせていただき、整備地としてございます。

理由につきましては、資料の4ページにありますとおり、6の具体的な処理案にあります本市における将来的な廃棄物処理、こちらを円滑に進めるということを重視して、こちらのほうを進めてございます。

以上でございます。

○委員（荒幡伸一君） 同じく3から4ページですけども、ここのその経緯は余りにも乱暴で、不誠実なやり方であったというふうに思っております。想定地での受け入れが不可能であるとした状況は全く変わっていないにもかかわらず、なぜこの受け入れが可能という判断になったのか、その点についてお伺いをさせていただきます。

○環境部長（松本幹男君） 資料の4ページのほうになるんですが、6番の見出しで具体的な処理案のところ、先ほど課長からも答弁申し上げたわけですが、本市の将来的な廃棄物の安定処理、こちらを重視したというところでありまして、こちらの下の方にもございますように、やはり33年に焼却炉の更新ができないとなりますと、組合としての存続意義というところにまでかかわるという点がございます。したがって、そういった点がございましたので、その辺を市民を初め、特に周辺地域住民の方に理解を求めていくということで、新たにそこで3市長、組合管理者の4者で確認をして進めたということでございます。

以上です。

○委員（荒幡伸一君） 周辺住民への説明会でも、この十分な理解は得られていなかったというふうに承知をしているところでございます。ここでの対応が一番重要なポイントであったというふうに思っております。3市長、4団体がじっくりと地域住民と向き合い、時間をかけて理解を得る努力を重ねていけば、ここまでの混乱はなかったというふうに思っております。まことに残念であるというふうに考えております。今のは意見でございます。

次に、4ページの部課長会についてでございますけども、この部課長会に記載されているように、この施設が建設されなければ、この衛生組合が解散されるおそれがあったというような認識を持ってらっしゃるのかどうか、お尋ねをいたします。

○ごみ対策課長（中山 仁君） こちらのほうに記載があります平成24年11月に関する部課長会のこと、太枠の

中だと思われませんが、この中でお話があったのは、3市共同資源化事業及び焼却施設の更新は一体であること。また、焼却施設の耐用年数は平成33年までとなっていることから、資源物中間処理施設の建設ができない場合、平成34年以降の共同処理ができなくなると。本事業の長期化により市の廃棄物施策が立たないため、仮に衛生組合から、こちらについては脱退という話を受けております。脱退となると、地方自治法の規定により2年前までに通告が必要になることから、しかるべき手続を考えるという話がございましたので、組合の解散というような形とは考えてはございません。

以上でございます。

○委員（荒幡伸一君） 今御説明がありましたけども、小平市側から、そのような発言が本当にあったのかと。それは東大和市にとって安定的なごみ処理ができなくなるというような脅しになっていたんじゃないかというように、そのような認識があるんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 資料の4ページの先ほど課長から答弁させていただいた中に、市の廃棄物施策が今後めどが立たないということを言われております。確かに3市がそれぞれ若干違った排出方法等をとっている関係で、こちらのところで特に3市の足並みをそろえるということが、非常に施設いかんによって収集方法が変わってくるというもでございますので、そういった市の施策まで他市に及んでしまうという状況がありましたことから、このような判断となっております。

以上です。

○委員（荒幡伸一君） 理屈では、組合の解散ができて、事実上それは不可能なはずだというふうに思うんですね。もし小平市が脱退をしたら、自分の市のごみはどこで処理をするのか。これ、できるはずがない。そのような脅しが行政間で本当にあったということは驚きであり、残念であるというふうに考えております。

また、次に質問させていただきますけども、4ページ目の平成25年度以降というところですけども、平成25年11月8日のこの4団体の確認書では、この地域住民の理解を得る、「1月8日」と呼ぶものあり）1月8日、はい。1月8日ということです、はい。地域住民の理解を得ることを前提として事業を進めるとされております。東大和市からの2品目処理の代案に沿った内容であったものが、なぜ焼却炉更新を行う上で市民に必要な不可欠な施設として進めるというような合意に至ったのか、その点についてお伺いをさせていただきます。

○ごみ対策課長（中山 仁君） そちらにつきましては、資料の1ページの冒頭にありますとおり、事業の目的、こちら、3市共同資源化事業で焼却施設の更新を視野に入れた資源化施設の整備と不燃・粗大ごみ処理施設の更新を図るものという形になってございます。

資料4ページにまたちょっとなりますが、6の具体的な処理案ということで、3市共同資源化処理施設の整備につきましては、小平・村山・大和衛生組合のこちら喫緊の課題ということで、粗大ごみ処理施設の建て替えと平成33年の焼却施設の更新に、そちらの更新に向けた重要な課題として早急に建設の方向性を出さなければならぬものということとされたものでございます。

以上でございます。

○委員（荒幡伸一君） それは理由にならないのかなというふうに思います。地域住民の理解を得ることを前提にということは、当市から2品目処理の代案を提示する上での絶対条件であったはずだと思います。当市の全員協議会でも、そのような説明があったというふうに聞いているところでございます。なぜあっさり地域住民の理解を得るという、この前提条件を取り下げってしまったのか、その点についてお伺いをいたします。

○ごみ対策課長（中山 仁君） こちらにつきましては、平成25年の11月にも確認書、こちら取り交わさせてい

ただいてございますが、まず地域住民の方に御理解をいただけるように努めるという形のものでございます。決して市として地域住民の方をないがしろにするとか、そういった形は考えてございませんし、4団体で一致し、こちらのほうの事業については協議会を立ち上げる等を行って、地域住民の方に理解をしていただきたいと、そのような形で考え行っております。

以上でございます。

○委員（荒幡伸一君）　ここでこの理事者合意を変更したことが、この2つ目の大きな失敗であったというふうにと考えるとでございます。まことに残念なことだというふうに思っております。

次に、5ページ目を書いてあります連絡協議会についてでございますけれども、連絡協議会を開催することに至ったこの経緯をお伺いをいたします。

○ごみ対策課長（中山 仁君）　連絡協議会の開催するに至った経緯という話でございます。こちらのほう、平成25年7月の3市共同資源化事業の今後についてということの御報告のほうをさせていただいている書面がございます。それに基づきまして、今後の安定的な3市共同の廃棄物処理体制の維持及び向上を図るため、この衛生組合及び3団体の組織市が、これが一体となって事業を進めることについて、新たに平成25年11月に3市共同資源化事業に関する覚書、こちらのほうを確認書を4項目にわたり交わしております。その中に4の事業の進め方、こちらにつきまして、施設の整備及び更新については喫緊の課題であると。3市市民に事業への理解を求めていくため、こちらについて基本構想等を策定し、地域住民の方を含めて3市全域にわたっての説明と住民が参画できる枠組み、こちらのほうを早急に確立するというところで信頼を得、事業を進めるとの考えから、この地域連絡協議会、こちらのほうを設置したものでございます。

以上でございます。

○委員（荒幡伸一君）　同じく連絡協議会についてでございますけれども、この過去の住民説明会でも具体的な建物の機能や姿を明らかにすることで、地域住民の理解を得る努力をしたいという説明もあったというふう聞いております。この連絡協議会でも地域住民の理解を得るために開催してきたことは間違いないというふうに思っております。しかしながら、結果として連絡協議会において理解も合意も得られなかったことも間違いないというふうにと考えるとありますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○環境部長（松本幹男君）　正直申し上げます、全員の賛成、御理解を得るところには至っておりません。ただ、そうはいいまして、やはりこれから長く使っていく施設でございますので、こういう場をつくっていくことは非常にこれからも必要だと思っております。今後につきまして、衛生組合のほうの主とはなっているんですけど、現在仮称の連絡会ということで、また新たなものを立ち上げるというところで動いてはおります。その中には別に事業に反対をした方を外すということは逆に考えておりませんので、逆に事業に賛成、反対ではなく、そこはまた引き続き御理解が得られるように進めてまいりたいというふうに考えております。そこについては施設がある限り、やはり施設の稼働状況をきちんと周辺住民の皆さんに開示していくこととあわせて、安定的な運営には引き続き努めてまいるように考えております。

以上です。

○委員（荒幡伸一君）　はい、わかりました、ありがとうございます。

地域住民全員の理解を得ることは無理だというふうに思います。しかしながら、連絡協議会に一生懸命に参加された方々の圧倒的多数の理解も合意も得られなかったことは、どこまでもこの想定地をめぐる経緯や衛生組合の事業の進め方が余りにも乱暴であり、とても理解が得られるようなものではなかったことの証明である

というふうに考えるところでございます。これは意見でございますので、答弁は結構でございます。

以上でございます。

○委員長（根岸聡彦君） ほかに質疑……。

○委員（中野志乃夫君） 具体的なところでちょっと今伺っておきますけども、この資料の4ページの太枠で書いてある3市共同資源化事業に関する部課長会でのこの件ですけども、平成24年の11月のこの段階で、前の市長のですね、私から言わせればお粗末な判断で当市の共同資源化施設をつくるほう、オーケーをしてしまったということに関して、その後のいろいろけんけんがくがくがあったことを、この段階でとりあえず何て言うんですかね。あと市議会の動きなんかも反対のという表明をしたのを、とりあえず変えて、基本的に3市がこれをつくる方向になってしまったきっかけになったんじゃないかという気がするんですね。

この部課長会でここには簡単にしか書いてないですが、一体であるという更新事業、つまり焼却炉の更新事業と一体であるということですけども、これ当初の最初からの説明で言うと、結局資源物を減量化できると、量を減らすことができると、そういう理由だったはずですよ。だけど実際にほとんどそうじゃない現実も途中から明らかになってきた経緯があります。この時点ではどうなんですか、そういう話として受けてたのか。つまり3市共同資源物の施設をつくらないと、焼却炉の減量化も図れない、そういう上での話としてこういうふうになったのかをちょっとお聞きします。

○環境部長（松本幹男君） 資料4ページのところでございますが、資源物の減量は委員がおっしゃるように、市民皆さんの意識を変えていただくことで一定の減量の成果、効果は上がると思っております。ただ、資源物の量を減らしたとしても、どうしても可燃ごみの絶対量が多いというのがございますので、そうすると今の中島町の2番1号の敷地の中で一部稼働させながら施設を更新するということは、極めて困難な状況だというのが事実上でございます。したがって、資源物についても、そこは従前のお約束をしたときに戻ってしまうわけですが、やはりその焼却炉を現地で建て替えるとなると、要するに不燃粗大ごみ処理施設を入れた3つの施設を分散して整備をしていかなければ立ち行かないというところでございます。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） この間の経緯に関しては私も本当に疑問だらけ、不思議なことが多くて本当驚いてるんですけども、ただこのときの段階で、基本的に一体というのは、じゃ、まずこの段階ではその量を減らすというよりも、そういう場所的なこととか、いろんなことから建て替え事業に支障をきたすと、それで3市共同資源物施設つくろうという話だったんですか。これね、私がちょっと思っているのは、過去の経緯をずっと踏まえて、ずっとつらつらと考えていると、まず小平市さんが中心になって、もうあの場所でまた建て替えをすると。本来は同じ場所で、あぁいった焼却炉の建て替えというのは余り私も調べたら例がないんで驚きました。同じ場所をずっと使ってないです。大体30年とか、大体そのぐらいの期間経たら、大体次の場所にやっぱし求めて焼却炉の場所を探している。つまり、長期化するとやっぱしいろんな弊害が出てくるんで、どこの焼却炉も大体そうしているのはわかりました。だけど、なぜかあその場所に小平市さんは固執してて、ということは、もう小平市さんのほうで地元住民に、またここで建て替えると、やるから協力してくれと。その協力の中で、例えば資源物——そういった施設をつくと。それは施設として目的というよりは、そこに学習施設とか、いろんな機能を持たせる。プラザ機能を持っているから、そういったものを東大和市につくるからということの前提であそこの中島町の人たちに合意を得るようなことをやってたと思えないんです、私はずっと考えていくと、つらつらと、いろんな事例見ていくとね。

そういったことで、もともとあの資源物のこの3市共同の話も極めて唐突でしたよね、最初提起されたとき。うちの市が、先ほどの答弁とはちょっと違うんですよ。もともと、うちの市はそういうリサイクル文化センターの構想があったと言ってますけど、そうじゃなくて唐突に振られて、あれは市長間の協議でしたかね。副市長とか担当者がそろっていた場だと思うんですけども、あの理事会か何かの協議会か何かで、東大和市長が急に唐突にあそこの場所に3市共同資源化施設をつくるべきじゃないかと。いわゆる小・村・大の事務局から提案を受けて、それで急遽決まった、あの議事録読むとそうとしか思えない経過があるわけですよ。そういった経過であそこに突然それが降って湧いた、出たと。その理由はどう見ても東大和市には例えば焼却炉はない。あと、し尿処理の施設は武蔵村山にあったりとかして、東大和市さんだけが何もなくて得していると。だから、そこにつくることによって他市からの不満も解消できますよと。その施設は大した、そういうリサイクル施設だから、そんな問題にならないでしょうというみたいな、そんな経過としか思えないですよ。

当時、今松本部長はそのときかかわっていたのかどうか、ちょっとよくわかりませんが、副市長もちょうどそのときいたかどうかわかりませんが、当時のやりとりを見るとそうとしか思えない。つまり、そういった安易な話から今回のこの事態が起こったとしか思えないんですけども、その辺の具体的なやりとりというのは、当然市のほうにも伝わってたんじゃないかと思うんですけども、どうなんですか、その辺は。

○環境部長（松本幹男君） まず、お話に出た最初の前段のほうの、小平市中島町で焼却施設を更新する、これがある意味ありきみたいなお話、そこにつきましては、少なくとも私がこの仕事をするようになってからは、中島町の方たちはあの場所で明らかに焼却施設を更新するということは、私が来た当時は知っていなかったはずですよ。私が知る範囲では、焼却施設の更新を地域住民の方たちに絵を出して説明したのが、新ごみ焼却施設の基本方針ですか——基本計画、この計画ができたときに中島町の方たちを呼んで説明をしております。ですから、公式な場で地域住民の方に、この場所で焼却施設を建て替えますよ、皆さん理解してくださいということは、私が異動してきた22年の4月なんですけど、その当時はわかっておりません。それはなぜかといいますと、小平市中島町では、あちらはあちらで住民の協議会が委員御存じのようにございます。ですから、その中で当時はこの場所で建て替えますよというような話というのは、具体的な話として出ておりません。ですから、最終的には新ごみ焼却施設の整備基本計画ができた段階で地域住民説明会をしているという、そういう状況から、当時そういう話ではなかったのではないかとというふうに私は認識しております。

それと、あと施設のリサイクル施設だからというところで、東大和みたいな話なんですけど、そのところは施設の老朽化度合いがございまして、本質的に何を一番最初に手をつけるべきかというところの事業の進め方の中では、やはり不燃・粗大ごみ処理施設を新しくする。今の中島町2番1号の敷地の中に入っている粗大ごみ処理施設ですね。これがもう旧式化、老朽化しているというところがあるので、これはもうかねてより何とかしなければいけないということで、これは話がもう随分前から出ておりました。具体的には随分前っていつですかといいますと、私が衛生組合の派遣職員で出ていたのが平成14年度で、そのときにはもう粗大ごみ処理施設は何とかなければいけないという話が既に出ておりました。ですから、そういった中でいくと、焼却施設は当時延命化をかけて33年まで引き伸ばしておりますので、その間に資源物や粗大ごみ処理施設、こちらを小平市の清掃事務所用地を借りて更新する。それで資源物については桜が丘の用地で新設する。その中で最後、33年のところで焼却施設をやめようという話できているものと認識しております。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） ちょっと、まず前提の前段の合意、正式な意味ですよ。正式な意味で中島町の方々

に、またここで建て替えをしますと言ったのは確かに部長がおっしゃったような形かもしれないんですが、この間、衛生組合での論議、その中での理事者側の答弁を聞いてれば、大分前から東大和市さんに、ここに共同資源物施設をつくらなければ中島町の皆さんに合意が得られないと、そういう発言はもう何度もあったはずですよ、大分前から。つまりここにつくる、大和にリサイクル施設をつくることは小平の建て替えが前提だと、これはもう衛生組合の理事会でも以前から出てきた答弁だと思います。だから、当然そういう話があったわけですよ、もともと。だから、中島町の人たちに対して納得してもらうためにも、東大和市さん早くつくってくれと、同意してくれという話が肝心の組合の中であったわけですから、当然その前提の上で話が来てて、そのためにある面、小平市さんの都合にと言ったら悪いけども、それに合わせるような形で今回のこういう事態が起きたと、そう思わざるを得ないわけです。

あと私として今回何が言いたいかという、とにかく疑問な点が多過ぎるんですよ、この件に関しては。そして結果的に、私の発想で言えば民間委託のままでやっておけばいいものを、無理やり施設をつくることによって多額の費用もかける。そのことによって運営費も多額になる。そういったことが全部民間に任せてられないから公共でつくるんだと言いながらつくる。いざつくって、計画つくっていくと最終的にはこれは民間にまた委託するみたいなことも平然と言ってくる。こういう矛盾だらけのことが起きて、やっぱり行政の運営としてもやはり問題があると思います。だからこそ今回この陳情があるように、もっときちっと行政のあり方はどうあるべきかも含めて検証する必要があるんじゃないかと、そう思っております。これは私の意見です。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 資料の8ページで都市計画審議会の欄がありますけれども、最後のところが11月8日になっていますが、この平成29年11月8日ですね。この日に都市計画について諮問が出されて、同日答申が出されて、11月10日に市長が都市計画決定を行ったという理解でいいのかわかるか伺います。

○都市計画課長（神山 尚君） 今委員さん、おっしゃられたとおりでございます。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 資料の4ページのところですけれども、平成25年11月29日の3市共同資源化事業に関する確認書については4項目にわたって詳しく記載されているにもかかわらず、先ほど荒幡委員から質疑があった同年1月8日の確認書については記述がないと、確認書そのものについての記述がないというのはなぜなのか伺います。

○環境部長（松本幹男君） 資料4ページに記載がないという御指摘でございますが、それを申しますと、全て網羅することができてないという話になってしまいますので、やはりこちら作成する事務局サイドといたしましては、要点を挙げたというふうに御理解いただければと思っています。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 同じ資料4ページで、平成25年1月8日の確認書に関してであると思われる記載があります。上から8行目のところで、想定地の周辺環境は検討当時と大きく変わり、周辺住民の強い反対があることから、住民の納得を得るために4団体が一致した行動をとっていくことを第一の前提条件とし、6品目のうち、その他プラスチックとペットボトルの2品目について共同処理を行う。これは1月8日の確認書についての記述だと思いますが、いかがですか。

○環境部長（松本幹男君） 4ページの今委員がおっしゃった記述につきましては、これは平成24年の11月13日に市議会全員協議会を開催しているところでございます。その市議会全員協議会の中の資料でも記載させて用

いた言葉ではあるんですが、ここも具体的な処理案ということで、膠着状況にあった当時、武蔵村山市、小平市、2市にこのような提案をしたいということの全員協議会で用いた文言でございます。結果として、25年1月8日にも確認書でそういう類似の言葉は使っているというところでございます。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 全員協議会の説明の文書にあったということですが、4団体での確認事項にならなければ、ここで記載される意味ないですね。ですから、これは1月8日の確認書にかかわる記載でなければ、ここに記載する意味がないと思います。その点もう一度伺います。

○環境部長（松本幹男君） 趣旨としてはそのように捉えております。ただ、順番といたしましては、市議会全員協議会があって、その後25年の1月8日に確認書を結ぶに当たって、この文言を入れてほしいと当市から要望したところでございます。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 私は今の答弁を伺っていても、所管事務調査を行うべきだと思います。これは今いただいたこの資料は表書きを読むと、都市計画審議会の資料をもとに加筆したものというふうに説明書きがあります。そうすると都市計画審議会にも同様な説明が行われたこととなりますが、平成25年1月8日の確認書について記載がまず外されているということ。それから、この確認書の最も大事なところである周辺住民の理解を得ることを前提に、それから周辺住民の理解を得られた後に事業に着手する。この文言についての記載が、私に言わせれば巧妙に取り払われているという記載になっています。一番大事な核のところがこの記載から外された上で、全員協議会の資料として出されていたということは大変重大な問題ではないかというふうに思うわけです。

次に、この資料全体、8ページのところで都市計画決定の手續に伴う説明会等というところですが、要求されている資料は平成15年度以降の経過が時系列でわかる資料ということで要求されていまして、陳情趣旨は都市計画決定手續、その事業の進め方、主にこの2つに問題、疑問があるというふうに書かれているわけですが、都市計画決定手續そのものの進め方について事実上この表以外に資料がない。都市計画決定に至るところについて、これ資料が、これは1月30日に出されたものですからそれ以降については加筆されたということだと思いますけれども、都市計画決定手續そのものについてのやりとりがわかる資料がないという点についてはどういう理由なのか伺います。

○環境部長（松本幹男君） 資料の表紙の下段でございますように、この資料につきましては、24年の11月13日に開催した東大和市議会全員協議会、こちらの資料、この資料が平成15年から24年度というところで使用しておりまして、平成25年度以降、4ページのところで中段以降でございますが、ここの時系列部分につきましては東大和市都市計画審議会の資料をもとに一部加筆等して作成した資料となっております。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 8ページのところでございますけれども、都市計画審議会は8月22日の後は11月8日の開催になっていますけれども、その間に9月22日の本会議で都市計画手續の中止を求める陳情が採択されたという事実が挟まるわけです。それで、この新たに出された陳情を見ると、東京都から問い合わせがあって、それに対する東大和市の回答の中にこの議会での陳情採択について触れられていなかったという事実が述べられているわけですが、この11月8日の都市計画審議会において議会での動向や、それから東京都とのやりとりそのものについて審議会に説明があったのか伺います。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 都市計画審議会の中におきましては、都市計画決定についての内容という話の中で東京都の協議についてはおりにしているというお話はたしかしたという形で考えてはございますが、そのほかについてはお話しはしてございません。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 今の御答弁で、9月20日に東京都からは意見がないということで協議結果の通知を得ていると。ところが22日には慎重に進める必要があるのではないかということで意見照会が出されて、それに対して東大和市として回答を行った中に、議会での陳情の採択についての事実が記載されていないということになっているわけですね。こうした事柄について、東京都からのそうした意見照会も含めて都市計画審議会に説明がなかったというのはなぜなのか伺います。

○ごみ対策課長（中山 仁君） そちらにつきましては9月25日の関係が絡んでくるのかなとございますが、そちらについては東京都からのお話はそういう形だったと思いますが、事実は相違していると、そのような状況でございます。その関係から都市計画審議会には、その関係についてはお話しはしてございません。

以上でございます。

○委員長（根岸聡彦君） ほかに質疑ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（根岸聡彦君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（根岸聡彦君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

○委員（荒幡伸一君） 市議会のこの決議では、3市4団体で安定的なごみ処理事業を行うことを求めながらも、リサイクル事業については公設による恒久的な施設のみに頼ることなく、民間委託を含めて低コストで行うことを求めております。このことは最少の経費で最大の効果を求めていく地方財政法の趣旨からも、当然の主張であるかと思えます。結果として3市4団体は公設で整備することを選択し、現在既に建設が進んでいることはまことに残念であり、またこれまでの経緯からしても、当市にとってもまことに不本意な結果であると言わざるを得ないというふうに思っております。

一方で、不本意ながらもここまで事業が進んでいることを踏まえれば、連絡協議会において説明がなされてきた本当に地域に健康被害が起こらない最新の環境対策を備えた施設になるのか、また継続して安定的な運営ができるのか、地域住民の不安を少しでも払拭することが市の役割であり、私たち市議会もその責任を果たさなければならないというふうに考えております。

これまでの過去の事務執行に問題があったことは明らかでありますけれども、そのことを振り返りよりも現状において市議会がどのような役割を果たしていくべきなのか、そのことを冷静に判断する必要があるのかというふうに考えております。

以上です。

○委員長（根岸聡彦君） ほかにございますでしょうか。

○委員（尾崎利一君） 私は直前の市議会での都市計画手続の中止を求める陳情が採択をされたこと、この建設環境委員会でもそうですし本会議でも採択をされたという事実があるにもかかわらず、これが都市計画決定が強行されたというこの一事をもって、やはり議会として所管事務調査として行うべきだというふうに考えていま

すし、それから今質疑の中で市側から出された資料について、やはり肝心の事実が、市民にとって大事な事実が記載をされていないということが明らかになりました。それから、都市計画決定手続の中で、審議会で市側から十分な説明がされていたのかという問題についても疑義が発生するという状況になりましたので、これは事業の推進がどうなっているかということとは別にして、やはり委員会として所管事務調査を行うという必要があるのではないかというふうに思います。

○委員長（根岸聡彦君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（根岸聡彦君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。
討論を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（根岸聡彦君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（根岸聡彦君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

この採決は起立により行います。

30第15号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設について、東大和市議会建設環境委員会に所管事務調査を求める陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（根岸聡彦君） 起立少数。

よって、本件を不採択といたします。

30第17号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設に関する陳情、本件は先ほど不採択と決しました30第15号陳情と趣旨が同様のものです。よって、本件はみなし不採択と決します。

○委員長（根岸聡彦君） これをもって、平成30年第4回東大和市議会建設環境委員会を散会いたします。

午前11時36分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 根 岸 聡 彦